告示

○国土交通省告示第百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一第二項第一号中「（法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を要する場合にあっては、副本二通」を削り、「第五項第三号」を「第四項第三号及び第五項第三号」に改め、同第三項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に、「第二十条第一号から第三号まで」を「第二十条第一項第一号」に、「同条第一号、第二号イ又は第三号イ」を「同号」に、「確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）」を「安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。）又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項又は第三項に規定する基準」に改め、同項第八号中「第六項又は第七項」を「第五項又は第六項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「又は工作物」を「若しくは工作物又は移転をする建築物」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第六十八条の二十六第一項」を「第六十八条の二十五第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　法第三十八条（法第六十七条の二、法第六十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る認定書の写しが添えられているものにあっては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法又は建築材料によるものであることを確かめること。

第一第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　申請又は通知に係る建築物が施行規則第一条の三第十項の規定の適用を受ける場合にあっては、次に定めるところによること。

イ　検査済証の写しが添えられていることを確かめること。

ロ　施行規則第一条の三第十項（施行規則第三条の三第一項及び第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する直前の確認に要した図書及び書類並びに申請書等により申請又は通知に係る建築物が施行規則第一条の三第十項の規定の適用を受けることができるものであることを確かめること。この場合において、直前の確認に要した図書及び書類により令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかを審査をすることを要しない。

第一第四項第一号中「第二十条」を「第二十条第一項の規定又は令第百三十七条の二各号に掲げる範囲に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」に改め、同項第三号イ中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に、「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同号ロ中「法第二十条第二号イの規定に基づき」を削り、同号ロ(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第三条の十二に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによること。

(i)　申請書等により、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

(ii)　都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第三条の八（施行規則第三条の十又は第八条の二第八項において準用する場合を含む。(2)(iii)において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

(iii)　申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が別表(に)欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第一条の四（施行規則第三条の三第一項又は第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計画について構造計算適合性判定の申請を受けた都道府県知事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

(iv)　都道府県知事等から第二第二項第七号の規定による照会があった場合においては、当該照会をした都道府県知事等に対して、当該照会に対する回答をすること。

(2)　適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによること。

(i)　申請書等と適合判定通知書等の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

(ii)　申請書等並びに第二第四項第二号に規定する意見に関する記録及び同項第五号ロに規定する追加説明書により、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

(iii)　都道府県知事等から施行規則第三条の八の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査すること。

(iv)　申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会すること。

第一第四項第三号ハ中「法第二十条第二号イ又は第三号イの規定に基づき」を削り、「とともに」の下に「、申請又は通知の際に施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する磁気ディスク等（第二第三項第三号ロにおいて単に「磁気ディスク等」という。）の提出があったときは」を加え、「及び同表(に)欄に掲げる判定すべき事項」及び「及び判定すべき事項」を削り、同号ニ中「法第二十条第三号イの規定に基づき」を削り、「別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査する」を「ロ(1)(i)に定めるところによる」に改め、同第五項第二号中「第六条第十三項、法第六条の二第九項又は法第十八条第十二項」を「第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項」に改め、同項第三号中「又は第二第四項第四号の規定による通知を受けた場合」を削り、「第六条第十三項、法第六条の二第九項又は法第十八条第十二項」を「第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項」に改める。

第二第二項及び第三項を次のように改める。

2　法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一　施行規則第三条の七（施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二　申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面に記載された設計者が同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。